掛川市告示第7号

掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱(平成17年掛川市告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

掛川市長 松 井 三 郎

第26条第3項第1号中「320円」を「330円」に改め、同項第2号中「420円」を「430円」に改める。

別表第1 (第4条関係) 中

Γ	横須賀生きがいデイサービスセンター	掛川市西大渕150番地
	大渕生きがいデイサービスセンター	掛川市大渕6881番地の2

を

Γ

大須賀生きがいデイサービスセンター	掛川市西大渕150番地
-------------------	-------------

に改める。

附則

- 1 この告示は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の掛川市生きがい活動支援等事業実施要綱の規定は、施行日以後の配食サービス事業に 係る利用料から適用し、施行日前の配食サービス事業に係る利用料については、なお従前の例に よる。